

# 帆走指示書

## 本帆走指示書（SI）における略語表記の意味

[DP] の表記は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することができることを意味する。

[SP] の表記は、レース委員会が審問なしに標準ペナルティーを与えることができる規則を意味する。これは規則 63.1 及び A5 を変更している。レース委員会は抗議することもでき、その場合には審問を経てプロテスト委員会の裁量によりペナルティーが決定される。

[NP] の表記は、その規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは RRS60.1(a)を変更している。

### 1 規則

1.1 本レガッタには『セーリング競技規則』に定義された規則が適用される。

1.2 RRS 付則 T が適用される。

1.3 『全日本学生ヨット連盟規約』、『平成 29 年度 470 級学連申し合わせ事項』、『平成 29 年度スナイプ級学連申し合わせ事項』を適用する。（ウェブサイト「福岡県セーリング連盟・FSAF」内の[全日本学生ヨット連盟関係規約]で確認できる）

1.4 SCIRA 規則の『国内選手権および国際選手権大会運営のための運営規則』は同規定 9.1 に定められたレースを行う最大風速に関する規程を除き、適用しない。

### 2 競技者への通告

競技者への通告は、セーリングハウス 1 階ホールに設置された公式掲示板に掲示される。

### 3 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発行する当日の 09:00 までに掲示される。但し、レース日程の変更は、発行する前日の 18:00 までに掲示される。

### 4 陸上で発せられる信号

4.1 陸上で発せられる信号は、セーリングハウス前のフラグ・ポールに掲揚される。

4.2 回答旗が掲揚された場合、レース信号回答旗中の『1分』を『30分以降』と置き換える。

4.3 [DP][NP] 音響信号 1 声とともに掲揚される D 旗は、「予告信号は、D 旗掲揚後 30 分以降に発せられる。」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。

### 5 レース日程

#### 5.1 レース日程

日付	470 クラス	スナイプクラス	最初のレースの予告信号の時刻
5月3日(木)	レース	レース	12:00
5月4日(金)	レース	レース	10:30
5月5日(土)	レース	レース	10:30

## 5.2 レース数

クラス	レース数	1日あたりのレース数
470	7	3
スナイプ	7	3

但し、5月4日は、最大4レースを実施することがある。

5.3 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に、音響1声とともに『オレンジ色のスタート・ライン旗』を掲揚する。

5.4 レガッタ最終日は14:00より後に予告信号を発しない。

## 6 クラス旗

クラス旗は以下の通りとする。

470クラス・・・・・・470旗

スナイプクラス・・・・スナイプ旗

## 7 レース・エリア

【添付図A】にレース・エリアの位置を示す。

## 8 コース

8.1 【添付図B】は、各コース（コース・コードはO2,O3,I2,I3,LR,Lとする）のコース見取図を示す。各レグ間のおおよその角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

8.2 予告信号以前に、レース委員会の本部船（以下シグナルボート）に帆走すべきコース・コードと、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

## 9 マーク

9.1 マーク1、2は黒色円錐形ブイ、3S、3P、4S、4Pはオレンジ色円錐形ブイとする。

9.2 指示11に規定される新しいマークは、ピンク色円筒形ブイである。

9.3 スタート・マークはスターボードの端にあるシグナルボートと、ポートの端のレース委員会艇とする。

9.4 フィニッシュ・マークはポートの端にあるレース委員会艇と、スターボードの端にある黄色円筒形ブイとする。

## 10 スタート

10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上で『オレンジ色のスタート・ライン旗』を掲揚しているポールの間とする。

10.2 [NP][DP] 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・エリアを回避しなければならない。【添付図C】にスタート・エリアを示す。

10.3 スタート信号後4分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった(DNS)』と記録される。これはRRSA4とA5を変更している。

10.4 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される規則30.4に抵触した艇の識別番号は、次のレースの予告信号前に、シグナルボートのスターン掲示板に掲示される。これはRRS30.4を変更している。

10.5 [NP]SI10.4以外で、スタート時にOCS、UFD及びBFDと記録された艇の識別番号を、一連のスタート完了後、シグナルボートのスターン掲示板に掲示する。この掲示に

に関して、艇からの救済の要求は認められない。これは RRS60.1 (b) を変更している。

## 11 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを撤去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

## 12 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、ポートの端にあるフィニッシュ・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールと、スターボードの端のフィニッシュ・マークのコース側との間とする。

## 13 ペナルティー方式

13.1 付則 P が適用される。

13.2 規則 P1 文中の『セール番号』は『セール番号または識別番号』と置き換える。これは規則 P1 を変更している。

13.3 [SP] [NP] SI 17.5 のチェックイン違反艇はレース委員会により標準ペナルティーが課せられる。但し DNF より悪い得点が与えられることはない。

13.4 [SP] [NP] チェックイン違反は、直前に行われたレースに対し、標準ペナルティーが課される。

13.5 [SP] の記された規則に対する標準ペナルティーのリストは、1 日目の 8:00 までに掲示される。標準ペナルティーを課された艇は、得点略語 STP を用いて記録される。これは、規則 A11 を変更している。

13.6 規則 T1 に基づく「レース後のペナルティー」を履行した艇は、得点略語 PRP を用いて記録される。これは規則 A11 を変更している。

13.7 [DP] レース公示の規則、クラス規則、RRS 付則 G の規則および規則 77 の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することができる。

## 14 タイム・リミットとターゲット・タイム及びフィニッシュ・ウィンドウ

14.1 タイム・リミットとターゲット・タイムは、以下のとおりとする。

クラス	タイム・リミット	マーク1のタイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ	ターゲット・タイム
470	60分	20分	15分	45分
スナイプ	60分	25分	15分	50分

マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しそうにない場合、レース委員会はレースを中止することができる。これは規則 32.1 を変更している。

14.2 ターゲット・タイムどおりにならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a) を変更している。

14.3 RRS30.3 及び 30.4 に違反しないで先頭艇が規則 28.1 に従いコースを帆走してフィニッシュした後、フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった(DNF)』と記録される。これは RRS 35、A4 および A5 を変更している。

## 15 抗議と救済要求

15.1 抗議書はセーリングハウス 1 階にあるプロテスト委員会事務局で入手できる。抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内にプロテスト委員会事務局に提出さ

れなければならない。

- 15.2 それぞれのクラスに対して、抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。
- 15.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告が掲示される。審問はセーリングハウス 1 階にあるプロテスト・ルームにて掲示された時刻に始められる。
- 15.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、RRS 61.1(b)に基づき艇に伝えるために掲示する。
- 15.5 SI 13.1 に基づき RRS 42 違反に対するペナルティーを課された艇のリストは掲示される。
- 15.6 審問の順序及び待機場所
  - (a) 審問は基本的に抗議受付順に行う。
  - (b) 当事者は、プロテスト委員会事務局前に待機していなければならない。
- 15.7 大会最終日では、審問の再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
  - (a) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
  - (b) 再開を要求している当事者が当日に判決を通告された後 20 分以内。この項は、RRS66 を変更している。
- 15.8 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。これは、RRS 62.2 を変更している。

## 16 得点

- 16.1 本大会が成立するには 2 レースが完了しなければならない。
- 16.2 5 レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。
- 16.3 5 レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
- 16.4 西日本学生ヨット選手権大会における各チーム（大学）の得点は 3 艇の合計得点とする。
- 16.5 総合得点（両クラスに出場した大学のみ）は 6 艇の合計得点とする。
- 16.6 チーム得点がタイとなった場合は、規則付則 A8.1 及び A8.2 の文中の『艇』を『チーム』に置き換えて解く。但し、A8.1 の最後の文「除外した得点は用いてはならない」は削除し適用する。

## 17 安全規定

- 17.1 参加艇は、レース中、クラスルールに規定されている曳船用ロープを搭載しなければならない。
- 17.2 [NP] [DP] 国際スナイプ級は、マスト・トップに浮力体を取り付けることができる。
- 17.3 [SP] [NP] 参加艇は、識別ナンバーシールをセールの上部に貼付しなければならない。  
(添付図 D 参照)
- 17.4 [SP] [NP] 全ての参加艇は、『第 1 レース乗員表』を出艇前にレース委員会事務局に提出しなければならない。第 2 レース以降に乗員を変更する場合は、その都度出艇前に『乗員変更届』を提出しなければならない。海上で交代した場合は、シグナルボートに伝えた後、帰着後に『乗員変更届』を提出しなければならない。
- 17.5 [SP] [NP] チェックインは以下のとおりとする。  
帰着した艇の艇長は、速やかにチェックイン記帳所にて帰着申告書に署名しなければならない。その日の最終レース終了後は遅くとも抗議締切時刻までに署名しなければならない。

ない。

17.6 [SP] [NP] レースからリタイアする艇は、海上ではできるだけ早く運営艇に伝えるとともに、陸上ではレース委員会事務局で取得できる『リタイア報告書』に記載し、提出しなければならない。

17.7 レース委員会又はプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合は、リタイアを勧告することができる。また、艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合は、強制的に救助活動を行うことがある。この場合、艇からの救済の要求は認められない。これは RRS60.1(b)を変更している。

## 18 装備の交換 [NP] [DP]

損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会に、レース委員会に行わなければならない。

## 19 装備と計測のチェック [NP] [DP]

艇または装備は、各クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。海上で艇は、レース委員会のメンバーにより、検査のために直ちに指定されたエリアに向かうことを指示されることがある。艇はこれらの指示に従わなければならない。

## 20 運営艇

運営艇の標識は、以下のとおりとする。

- ・レース委員会艇・・・・・・・・・・ピンク色旗
- ・プロテスト委員会艇・・・・・・・・・・白地に赤字で P の旗

## 21 支援艇 [NP] [DP]

21.1 支援艇は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻から全ての艇がフィニッシュもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、【添付図 E】に定める「艇がレースをしているエリア」の外側にいなければならない。ただし、SI10.5の確認のために、一時的に風下側からシグナルポートに近づくことは許される。この場合、レース委員会は接近を許可するフラグ（白色旗）をシグナルポートに掲揚する。支援艇はこの旗が掲揚されるまで接近してはならない。この場合、音響は発しない。

21.2 支援艇は緑色旗の標識を付けなければならない。

21.3 シグナルポートに「数字旗 8」が掲揚された場合、全ての支援艇は救助活動に従事しなければならない。この旗は、レース中であっても掲揚されることがある。

21.4 支援艇は、レース委員会艇及びプロテスト委員会艇の無線を傍受してはならない。但し、レース委員会艇に「数字旗 8」が掲揚された場合は、この限りではない。

## 22 ごみの処分

ごみは、支援艇または運営艇に渡してもよい。

## 23 無線通信 [DP]

緊急の場合を除き、レース中の艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、全ての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。

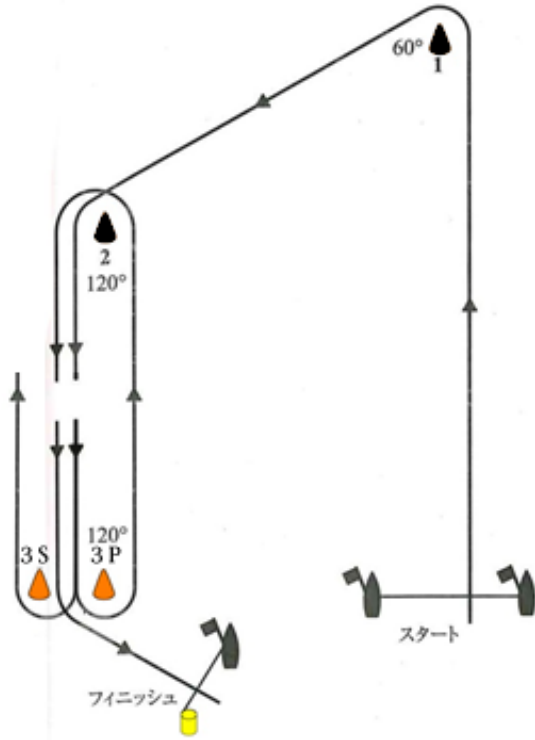


【別添図B】：コース見取り図（S = Start, F = Finish）

＜アウトーループ・コース＞

02: S-1-2-3S/3P-2-3P-F

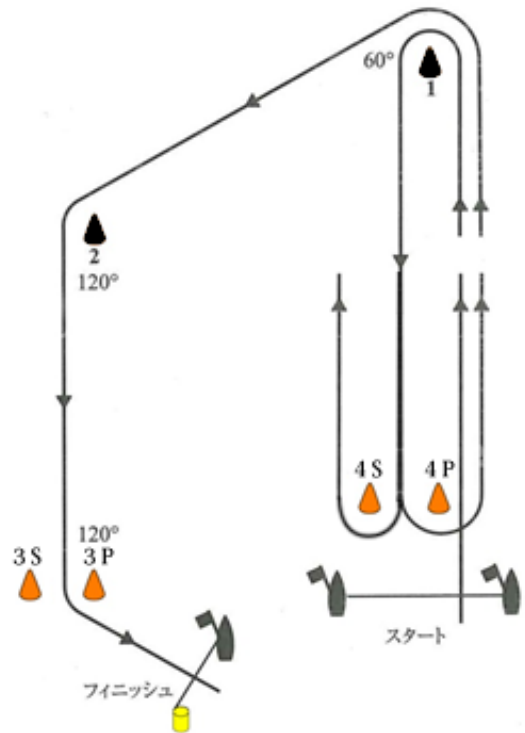
03: S-1-2-3S/3P-2-3S/3P-2-3P-F



＜インナーループ・コース＞

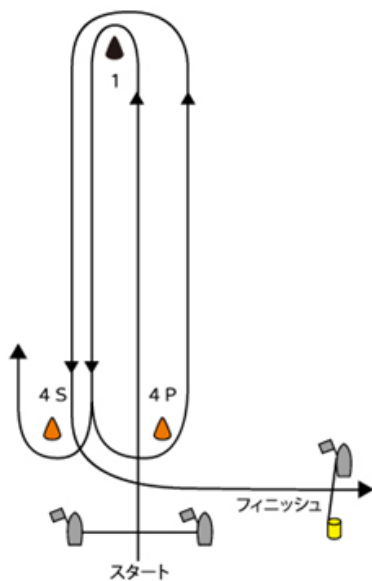
I2: S-1-4S/4P-1-2-3P-F

I3: S-1-4S/4P-1-4S/4P-1-2-3P-F



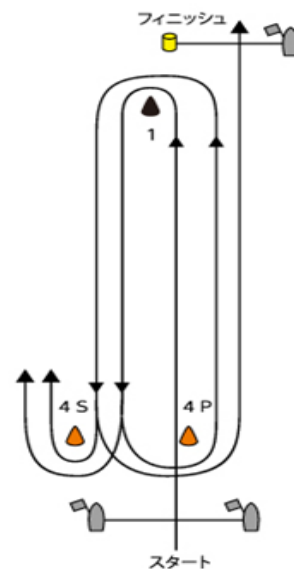
＜風上・風下ポートフィニッシュコース＞


LR : S-1-4S/4P-1-4P-F



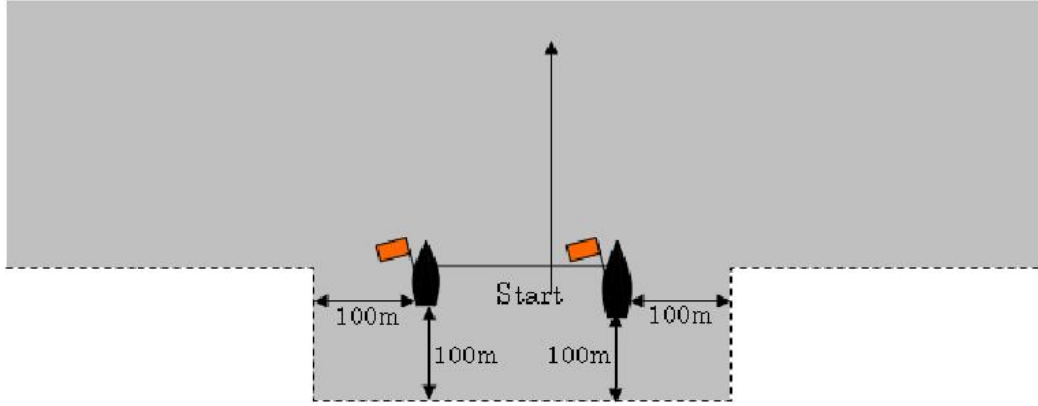
＜風上・風下・風上フィニッシュコース＞

L : S-1-4S/4P-1-4S/4P-F



【別添図 C】： スタート・エリア（ で示す）

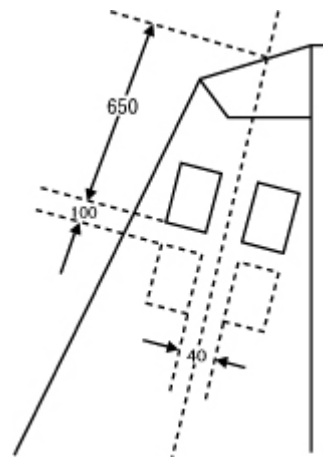
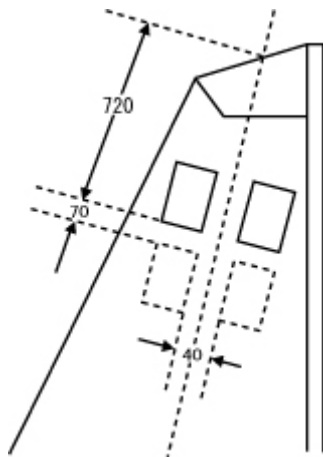
指示 10.2 に規定する「スタート・エリア」



【別添図 D】： 識別番号貼付図 ※スターボード側が上

470 級（黒色）

スナイプ 級（赤色）

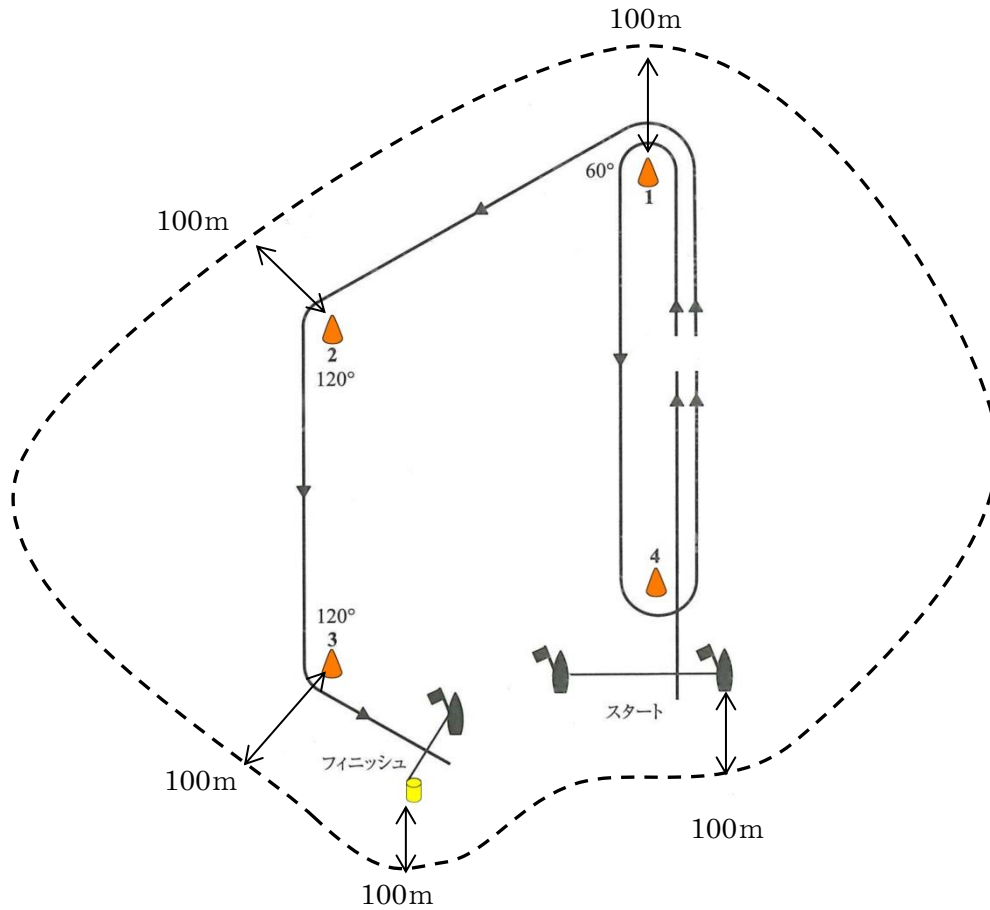


単位 mm



【別添図 E】：艇がレースをしているエリア

(破線の内側を、「艇がレースをしているエリア」とする)



潮汐表（福岡船だまり）

5/3(中潮)		5/4 (中潮)		5/5 (中潮)	
満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮
11 : 09	5 : 03	11 : 35	5 : 33	12 : 03	06 : 04
	17 : 37	0 : 17	18 : 11	0 : 53	18 : 48